日野町料理飲食店プレミアム付商品券　取扱店募集要項

１．商品券事業の目的

町内に主たる店舗(フランチャイズは除く)又は法人を有する町内料理飲食店の利用に限定した日野町料理飲食店プレミアム付商品券を日野町が発行し、もって新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている町内料理飲食業の消費拡大と経済の活性化を目的とする。

２．商品券事業の概要

1. 名称 日野町料理飲食店プレミアム付商品券
2. 発行者 日野町
3. 業務受託者　　　日野町商工会
4. 発行総額 30,000千円
5. 発行総数　　　10,000セット（1セット3,000円　額面500円×6枚綴り）
6. 販売期間 令和3年10月9日～令和3年12月24日まで
7. 利用期間 令和3年10月9日から令和4年1月31日まで

３．商品券遵守事項

1. 商品券は料理飲食物の販売のみにおいて利用可能とする。
2. 商品券と現金の交換はいかなる理由があっても禁止とする。
3. 商品券額面以下の利用の場合、お釣りは渡さない。
4. 不足分は現金等で受け取ること。
5. コピー等が明らかな不正商品券は、取扱店の責任として取扱を拒否すること。
6. 商品券の利用対象外となる特売品などがある場合には、あらかじめ消費者が認識できるよう、チラシ等にその旨を店内で明示すること。
7. 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。(換金不可とする。)
8. 商品券の盗難・紛失について、発行者等はその責任は負わない。

４．登録店の募集

* 1. 日野町商工会員においては、日野町商工会の会員発送により通知し、申請により受け付ける。
  2. 非会員については、日野町商工会等のHPやメールにて周知を行う。

５．取扱店資格

　　町内に主たる店舗(フランチャイズは除く)又は法人を有する町内料理飲食店であること。

　　※町内外に複数店舗を経営している場合は、代表者が日野町在住であること。

ただし、次の事業者は対象外とする。

1. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
2. 関係法令に違反する営業、商品等。
3. 事業にかかわる関係者が、暴力団、暴力団関係者である場合、また、暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる事業所。

６．取扱店の責務等

　次に掲げる事項を遵守すること。

1. 取扱店であることが明確になるよう、告知ツールを消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
2. 消費者が利用する商品券について、受け取って問題がないかの確認をすること。明らかなコピー品の受け取りは、取扱店の責任とする。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知すること。

なお、偽造防止加工が無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに日野町商工会及び警察へ通報すること。

1. 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面の利用済み欄に参加事業所名を明記し、既に明記済み商品券は、受け取りを拒否すること。
2. 商品券の交換および売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として利用された商品券のみ換金可能とする。

７．申込みについて

1. 申込方法

　　　　取扱店に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「日野町料理飲食店プレミアム付商品券取扱店申請書兼誓約書」を、ＦＡＸ、郵送または持参で日野町商工会に申請すること。

　　　　なお、日野町内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、各店舗ではなく事業者単位で申請すること。

≪あて先≫　　日野町商工会

〒529-1602　蒲生郡日野町河原一丁目1番地

ＴＥＬ　0748-52-0515　　ＦＡＸ　0748-53-1859

1. 申込期間

令和3年9月1日から令和3年9月17日まで。

・申込期間以降も取扱店の申込み受付は可能だが、取扱店名簿への掲載が出来ない場合がある。

８．取扱店の解除

　　次のような事由が生じた場合には、取扱店における商品券受領の有無に関わらず、取扱店契約を解除する場合がある。この場合、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求することとする。

1. 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。以下、この項において同じ。）が、商品券の換金等について詐欺を行い、または行おうとした場合。
2. 事業者が暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合。
3. 事業者や事業の関係者が暴力団等反社会勢力に該当することが判明した場合。
4. その他事業者に町の信頼を損ない、次のような重大な事由がある場合。
   1. 町の名誉や信用を毀損または毀損するおそれのある行為をしたとき。
   2. 町の業務を妨害または妨害するおそれのある行為をしたとき。
   3. その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき。

９．換金について

1. 商品券裏面に回収店名を記入し、商品券を日野町商工会に持参すること。
2. 換金は商工会の業務日の対応とし、夜間など営業時間終了後や土・日・祝日の取扱は行わない。

※窓口対応は平日9時～16時とする。

1. 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、取扱店申請書兼誓約書の「店舗名」）で一括して換金すること。
2. 換金請求締日と支払予定日は別表の通りとする。期間経過後の換金には一切応じないので注意すること。

１０．その他の留意事項

* 1. 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めることとする。
  2. 取扱店の情報（店舗名称、所在地）は「取扱店名簿」として、日野町商工会ホームページなどに掲載し、広く周知を図ることとする。
  3. 「募集要項」を含むこの事業の取扱に追加・変更があった場合は、日野町商工会ホームページで通知することとする。

問合せ先　　　日野町商工会　（担当：奥田、藤岡）

　　　　　　　　　　　　TEL　0748-52-0515　　　FAX　0748-53-1859

|  |  |
| --- | --- |
| 請求締日 | 支払予定日 |
| 10月15日(金) | 10月25日(月) |
| 11月1日(月) | 11月11日(木) |
| 11月15日(月) | 11月25日(木) |
| 11月30日(火) | 12月10日(金) |
| 12月15日(水) | 12月27日(月) |
| 12月28日(火) | 1月12日(水) |
| 1月17日(月) | 1月27日(木) |
| 1月31日(月) | 2月14日(月) |
| 最終2月15日(火) | 2月28日(月) |

●日野町料理飲食店プレミアム付商品券の取扱い想定

日野町料理飲食店プレミアム付商品券

５００円券

・町内に主たる店舗(フランチャイズは除く)又は法人を有する町内料理飲食店の利用に限定する。